

水道工事共通仕様書

共通仕様書編

令和2年7月

広島市水道局

目 次

第 1 編 共通編

第 1 章 総則	1- 1
1-1-1 適用	1- 1
1-1-2 用語の定義	1- 1
1-1-3 設計図書の照査等	1- 5
1-1-4 工程表	1- 5
1-1-5 施工計画書	1- 5
1-1-6 コリンズ（CORINS）への登録	1- 6
1-1-7 監督員	1- 6
1-1-8 工事用地等の使用	1- 7
1-1-9 工事着手	1- 7
1-1-10 工事の下請負	1- 7
1-1-11 施工体制台帳	1- 7
1-1-12 受注者相互の協力	1- 8
1-1-13 調査・試験に対する協力	1- 9
1-1-14 工事の一時中止	1- 10
1-1-15 設計図書の変更	1- 10
1-1-16 工期変更	1- 10
1-1-17 支給材料及び貸与品	1- 11
1-1-18 工事現場発生品	1- 11
1-1-19 建設副産物	1- 12
1-1-20 監督員による確認及び立会等	1- 13
1-1-21 数量の算出及び工事完成図	1- 16
1-1-22 工事完成検査	1- 16
1-1-23 既済部分検査等	1- 17
1-1-24 部分使用	1- 18
1-1-25 施工管理	1- 18
1-1-26 履行報告	1- 21
1-1-27 工事関係者に対する措置請求	1- 21
1-1-28 工事中の安全確保	1- 21
1-1-29 爆発及び火災の防止	1- 23

1-1-30	後片付け	1- 24
1-1-31	事故報告書	1- 24
1-1-32	環境対策	1- 24
1-1-33	文化財の保護	1- 27
1-1-34	交通安全管理	1- 27
1-1-35	施設管理	1- 30
1-1-36	諸法令の遵守	1- 30
1-1-37	官公庁等への手続等	1- 33
1-1-38	施工時期及び施工時間の変更	1- 33
1-1-39	工事測量	1- 34
1-1-40	提出書類	1- 34
1-1-41	不可抗力による損害	1- 34
1-1-42	特許権等	1- 35
1-1-43	保険の付保及び事故の補償	1- 35
1-1-44	臨機の措置	1- 36
第2章 材料		1- 37
第1節 適用		1- 37
第2節 工事材料の品質		1- 37
第3節 土		1- 39
2-3-1	一般事項	1- 39
第4節 石		1- 39
2-4-1	石材	1- 39
2-4-2	割ぐり石	1- 39
2-4-3	雑割石	1- 39
2-4-4	雑石（粗石）	1- 39
2-4-5	玉石	1- 39
2-4-6	ぐり石	1- 39
2-4-7	その他の砂利、碎石、砂	1- 39
第5節 骨材		1- 40
2-5-1	一般事項	1- 40
2-5-2	セメントコンクリート用骨材	1- 40
2-5-3	アスファルト舗装用骨材	1- 42
2-5-4	アスファルト用再生骨材	1- 47
2-5-5	フィラー	1- 47

2-5-6 安定材	1- 48
第6節 木材	1- 50
2-6-1 一般事項	1- 50
第7節 鋼材	1- 50
2-7-1 一般事項	1- 50
2-7-2 構造用圧延鋼材	1- 50
2-7-3 軽量形鋼	1- 50
2-7-4 鋼管	1- 50
2-7-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	1- 50
2-7-6 ボルト用鋼材	1- 51
2-7-7 溶接材料	1- 51
2-7-8 鉄線	1- 51
2-7-9 ワイヤロープ	1- 51
2-7-10 プレストレストコンクリート用鋼材	1- 51
2-7-11 鉄網	1- 51
2-7-12 鋼製ぐい及び鋼矢板	1- 52
2-7-13 鋼製支保工	1- 52
2-7-14 鉄線じゃかご	1- 52
2-7-15 コルゲートパイプ	1- 52
2-7-16 ガードレール（路側用、分離帯用）	1- 52
2-7-17 ガードケーブル（路側用、分離帯用）	1- 52
2-7-18 ガードパイプ（歩道用、路側用）	1- 53
2-7-19 ボックスビーム（分離帯用）	1- 53
第8節 セメント及び混和材料	1- 54
2-8-1 一般事項	1- 54
2-8-2 セメント	1- 55
2-8-3 混和材料	1- 56
2-8-4 コンクリート用水	1- 57
第9節 セメントコンクリート製品	1- 57
2-9-1 一般事項	1- 57
2-9-2 セメントコンクリート製品	1- 57
第10節 瀝青材料	1- 58
2-10-1 一般瀝青材料	1- 58
2-10-2 その他の瀝青材料	1- 60
2-10-3 再生用添加剤	1- 60

第11節 芝及びそだ	1- 61
2-11-1 芝（姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝）	1- 61
2-11-2 そだ	1- 61
第12節 目地材料	1- 62
2-12-1 注入目地材	1- 62
2-12-2 目地板	1- 62
第13節 塗料	1- 62
2-13-1 一般事項	1- 62
第14節 道路標識及び区画線	1- 63
2-14-1 道路標識	1- 63
2-14-2 区画線	1- 64
第15節 その他	1- 64
2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤	1- 64
2-15-2 合成樹脂製品	1- 64
第3章 一般施工	1- 65
第1節 適用	1- 65
第2節 適用すべき諸基準	1- 65
第3節 共通の工種	1- 67
3-3-1 一般事項	1- 67
3-3-2 材料	1- 67
3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）	1- 69
3-3-4 矢板工	1- 71
3-3-5 縁石工	1- 72
3-3-6 小型標識工	1- 72
3-3-7 防止柵工	1- 74
3-3-8 路側防護柵工	1- 74
3-3-9 区画線工	1- 75
3-3-10 道路付属物工	1- 76
3-3-11 コンクリート面塗装工	1- 76
3-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	1- 77
3-3-13 ポストテンション桁製作工	1- 78
3-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	1- 80
3-3-15 PCホロースラブ製作工	1- 81
3-3-16 PC箱桁製作工	1- 81

3-3-17	根固めブロック工	1- 82
3-3-18	沈床工	1- 83
3-3-19	捨石工	1- 84
3-3-20	笠コンクリート工	1- 84
3-3-21	ハンドホール工	1- 84
3-3-22	階段工	1- 85
3-3-23	現場継手工	1- 85
3-3-24	伸縮装置工	1- 88
3-3-25	銘板工	1- 89
3-3-26	多自然型護岸工	1- 90
3-3-27	羽口工	1- 90
3-3-28	プレキャストカルバート工	1- 91
3-3-29	側溝工	1- 91
3-3-30	集水柵工	1- 92
3-3-31	現場塗装工	1- 92
3-3-32	かごマット工	1- 97
3-3-33	袋詰玉石工	1-101
第4節	基礎工	1-104
3-4-1	一般事項	1-104
3-4-2	土台基礎工	1-104
3-4-3	基礎工（護岸）	1-104
3-4-4	既製杭工	1-105
3-4-5	場所打杭工	1-109
3-4-6	深礎工	1-111
3-4-7	オープンケーソン基礎工	1-112
3-4-8	ニューマチックケーソン基礎工	1-114
3-4-9	鋼管矢板基礎工	1-115
第5節	石・ブロック積（張）工	1-118
3-5-1	一般事項	1-118
3-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	1-119
3-5-3	コンクリートブロック工	1-119
3-5-4	緑化ブロック工	1-121
3-5-5	石積（張）工	1-121
第6節	一般舗装工	1-122
3-6-1	一般事項	1-122

3-6-2	材 料	1-122
3-6-3	アスファルト舗装の材料	1-123
3-6-4	コンクリート舗装の材料	1-130
3-6-5	舗装準備工	1-131
3-6-6	橋面防水工	1-131
3-6-7	アスファルト舗装工	1-131
3-6-8	半たわみ性舗装工	1-137
3-6-9	排水性舗装工	1-137
3-6-10	透水性舗装工	1-140
3-6-11	グースアスファルト舗装工	1-140
3-6-12	コンクリート舗装工	1-145
3-6-13	薄層カラー舗装工	1-155
3-6-14	ブロック舗装工	1-155
3-6-15	路面切削工	1-155
3-6-16	舗装打換え工	1-155
3-6-17	オーバーレイ工	1-156
3-6-18	アスファルト舗装補修工	1-156
3-6-19	コンクリート舗装補修工	1-157
第7節	地盤改良工	1-159
3-7-1	一般事項	1-159
3-7-2	路床安定処理工	1-159
3-7-3	置換工	1-159
3-7-4	表層安定処理工	1-160
3-7-5	パイルネット工	1-160
3-7-6	サンドマット工	1-161
3-7-7	バーチカルドレーン工	1-161
3-7-8	締固め改良工	1-162
3-7-9	固結工	1-162
第8節	工場製品輸送工	1-163
3-8-1	一般事項	1-163
3-8-2	輸送工	1-163
第9節	構造物撤去工	1-164
3-9-1	一般事項	1-164
3-9-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	1-164
3-9-3	構造物取壊し工	1-164

3-9-4	防護柵撤去工	1-165
3-9-5	標識撤去工	1-165
3-9-6	道路付属物撤去工	1-165
3-9-7	プレキャスト擁壁撤去工	1-165
3-9-8	排水構造物撤去工	1-166
3-9-9	かご撤去工	1-166
3-9-10	落石雪害防止撤去工	1-166
3-9-11	ブロック舗装撤去工	1-166
3-9-12	縁石撤去工	1-167
3-9-13	冬季安全施設撤去工	1-167
3-9-14	骨材再生工	1-167
3-9-15	運搬処理工	1-168
第10節 仮設工		1-168
3-10-1	一般事項	1-168
3-10-2	工事用道路工	1-169
3-10-3	仮橋・仮栈橋工	1-169
3-10-4	路面覆工	1-170
3-10-5	土留・仮締切工	1-170
3-10-6	砂防仮締切工	1-172
3-10-7	水替工	1-172
3-10-8	地下水位低下工	1-172
3-10-9	地中連続壁工（壁式）	1-173
3-10-10	地中連続壁工（柱列式）	1-173
3-10-11	仮水路工	1-174
3-10-12	残土受入れ施設工	1-174
3-10-13	作業ヤード整備工	1-174
3-10-14	電力設備工	1-175
3-10-15	コンクリート製造設備工	1-175
3-10-16	トンネル仮設備工	1-175
3-10-17	防塵対策工	1-177
3-10-18	汚濁防止工	1-177
3-10-19	防護施設工	1-177
3-10-20	除雪工	1-177
3-10-21	雪寒施設工	1-177
3-10-22	法面吹付工	1-178

3-10-23 足場工	1-178
第11節 軽量盛土工	1-178
3-11-1 一般事項	1-178
3-11-2 軽量盛土工	1-178
第12節 工場製作工（共通）	1-178
3-12-1 一般事項	1-178
3-12-2 材料	1-179
3-12-3 桁製作工	1-181
3-12-4 検査路製作工	1-192
3-12-5 鋼製伸縮継手製作工	1-192
3-12-6 落橋防止装置製作工	1-193
3-12-7 橋梁用防護柵製作工	1-193
3-12-8 アンカーフレーム製作工	1-193
3-12-9 プレビーム用桁製作工	1-194
3-12-10 鋼製排水管製作工	1-194
3-12-11 工場塗装工	1-194
第13節 橋梁架設工	1-197
3-13-1 一般事項	1-197
3-13-2 地組工	1-197
3-13-3 架設工（クレーン架設）	1-197
3-13-4 架設工（ケーブルクレーン架設）	1-198
3-13-5 架設工（ケーブルエレクション架設）	1-198
3-13-6 架設工（架設桁架設）	1-198
3-13-7 架設工（送出し架設）	1-199
3-13-8 架設工（トラベラークレーン架設）	1-199
第14節 法面工（共通）	1-199
3-14-1 一般事項	1-199
3-14-2 植生工	1-199
3-14-3 吹付工	1-202
3-14-4 法枠工	1-203
3-14-5 法面施肥工	1-204
3-14-6 アンカー工	1-204
3-14-7 かご工	1-205
第15節 擁壁工（共通）	1-206
3-15-1 一般事項	1-206

3-15-2	プレキャスト擁壁工	1-206
3-15-3	補強土壁工	1-206
3-15-4	井桁ブロック工	1-208
第16節	浚渫工（共通）	1-208
3-16-1	一般事項	1-208
3-16-2	配土工	1-208
3-16-3	浚渫船運転工	1-208
第17節	植栽維持工	1-209
3-17-1	一般事項	1-209
3-17-2	材料	1-209
3-17-3	樹木・芝生管理工	1-210
第18節	床版工	1-213
3-18-1	一般事項	1-213
3-18-2	床版工	1-213
第4章	土工	1-215
第1節	適用	1-215
第2節	適用すべき諸基準	1-215
第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1-215
4-3-1	一般事項	1-215
4-3-2	掘削工	1-218
4-3-3	盛土工	1-218
4-3-4	盛土補強工	1-220
4-3-5	法面整形工	1-221
4-3-6	堤防天端工	1-222
4-3-7	残土処理工	1-222
第4節	道路土工	1-222
4-4-1	一般事項	1-222
4-4-2	掘削工	1-224
4-4-3	路体盛土工	1-225
4-4-4	路床盛土工	1-227
4-4-5	法面整形工	1-228
4-4-6	残土処理工	1-229

第5章 無筋・鉄筋コンクリート	1-230
第1節 適用	1-230
第2節 適用すべき諸基準	1-230
第3節 レディーミクストコンクリート	1-231
5-3-1 一般事項	1-231
5-3-2 工場の選定	1-232
5-3-3 配合	1-233
第4節 コンクリートミキサー船	1-233
5-4-1 一般事項	1-233
5-4-2 コンクリートミキサー船の選定	1-233
第5節 現場練りコンクリート	1-234
5-5-1 一般事項	1-234
5-5-2 材料の貯蔵	1-234
5-5-3 配合	1-234
5-5-4 材料の計量及び練混ぜ	1-234
第6節 運搬・打設	1-236
5-6-1 一般事項	1-236
5-6-2 準備	1-236
5-6-3 運搬	1-236
5-6-4 打設	1-236
5-6-5 締固め	1-238
5-6-6 沈下ひびわれに対する処置	1-239
5-6-7 打継目	1-239
5-6-8 表面仕上げ	1-240
5-6-9 養生	1-240
第7節 鉄筋工	1-241
5-7-1 一般事項	1-241
5-7-2 貯蔵	1-241
5-7-3 加工	1-241
5-7-4 組立て	1-242
5-7-5 継手	1-243
5-7-6 ガス圧接	1-244
第8節 型枠・支保	1-244
5-8-1 一般事項	1-244
5-8-2 構造	1-244

5-8-3 組立て	1-245
5-8-4 取外し	1-245
第9節 暑中コンクリート	1-245
5-9-1 一般事項	1-245
5-9-2 施工	1-246
5-9-3 養生	1-246
第10節 寒中コンクリート	1-246
5-10-1 一般事項	1-246
5-10-2 施工	1-247
5-10-3 養生	1-247
第11節 マスコンクリート	1-249
5-11-1 一般事項	1-249
5-11-2 施工	1-249
第12節 水中コンクリート	1-249
5-12-1 一般事項	1-249
5-12-2 施工	1-249
5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート	1-251
第13節 水中不分離性コンクリート	1-251
5-13-1 一般事項	1-251
5-13-2 材料の貯蔵	1-251
5-13-3 コンクリートの製造	1-252
5-13-4 運搬打設	1-252
第14節 プレパックドコンクリート	1-253
5-14-1 一般事項	1-253
5-14-2 施工機器	1-253
5-14-3 施工	1-254
第15節 袋詰コンクリート	1-255
5-15-1 一般事項	1-255
5-15-2 施工	1-255
第6章 植栽工	1-256
第1節 用語の定義	1-256
第2節 材料	1-257
6-2-1 樹木	1-257
6-2-2 芝、つる性植物、竹、笹類及びその他地被類	1-260

6-2-3	支柱及びその他材料	1-261
6-2-4	土壌、農薬、肥料及び土壌改良材	1-261
第3節	工法	1-262
6-3-1	保護、養生	1-262
6-3-2	植栽工	1-262
6-3-3	張芝工	1-263
6-3-4	支柱工	1-263
6-3-5	移植工	1-264
第4節	枯補償	1-265

第2編 水道工事編

第1章 共通事項	2- 1
第1節 適用	2- 1
第2節 適用すべき諸基準	2- 1
第2章 材料	2- 2
第1節 適用	2- 2
第2節 基本事項	2- 2
第3章 管布設工事	2- 3
第1節 適用	2- 3
第2節 管布設工事	
3-2-1 布設位置の決定	2- 3
3-2-2 試掘調査	2- 3
3-2-3 布設延長の確認	2- 4
3-2-4 掘削工	2- 4
3-2-5 土留工	2- 4
3-2-6 覆工	2- 4
3-2-7 埋戻工	2- 5
3-2-8 路盤工、仮舗装工	2- 5
3-2-9 残土等処理	2- 5
3-2-10 水替工	2- 5
3-2-11 支給材の取扱い	2- 6
3-2-12 撤去品	2- 7
3-2-13 管の据付	2- 7
3-2-14 配管作業に従事する技能者	2- 8
3-2-15 管の切断	2- 9
3-2-16 ダクタイル鑄鉄管の接合	2- 10
3-2-16-2 水道用硬質ポリ塩化ビニル管の接合	2- 10
3-2-16-3 水道配水用ポリエチレン管の接合	2- 15
3-2-17 水圧試験	2- 17
3-2-17-2 既設管の撤去	2- 18
3-2-18 断水作業	2- 18

3-2-18-2	栓・帽の取外し	2- 19
3-2-19	通水準備及び排水作業	2- 19
3-2-20	給水管取付替え及び給水管取付け	2- 20
3-2-21	不断水丁字管取付け	2- 20
3-2-22	弁栓類の据付け	2- 20
3-2-23	弁室その他構造物	2- 21
3-2-24	管防護工	2- 21
3-2-25	水路等の伏越工	2- 21
3-2-25-2	軌道下横断工	2- 22
3-2-26	管明示工	2- 22
3-2-27	仕切弁鉄蓋表示	2- 23
3-2-28	ポリスリーブ被覆工	2- 23
3-2-29	水管橋架設及び橋梁添架工	2- 24
3-2-30	構造物を貫通する管の取付け工	2- 25
3-2-31	地下埋設物標示板	2- 26
第3節	鋼管溶接工事	2- 28
3-3-1	一般事項	2- 28
3-3-2	仮置き及び配列	2- 28
3-3-3	溶接工等の資格	2- 29
3-3-4	[削除]	
3-3-5	炭酸ガス・アーク半自動溶接	2- 29
3-3-6	アーク溶接	2- 30
3-3-7	溶接検査	2- 32
第4節	鋼管塗覆装工事	2- 34
3-4-1	一般事項	2- 34
3-4-2	[削除]	
3-4-3	ジョイントコート	2- 35
3-4-4	タールエポキシ樹脂塗装	2- 39
3-4-5	液状エポキシ樹脂塗装	2- 40
3-4-5-2	無溶剤形エポキシ樹脂塗装	2- 41
3-4-6	水管橋及び添架管外面塗装	2- 43
3-4-7	塗装等検査	2- 44
第5節	電気防食工事	2- 46
3-5-1	一般事項	2- 46
3-5-2	電食防止	2- 46

第 6 節	さや管推進工事	2- 47
	3-6-1 一般事項	2- 47
	3-6-2 さや管	2- 47
	3-6-3 さや管推進工	2- 48
	3-6-4 滑材及び裏込注入	2- 51
	3-6-5 さや管内の配管	2- 51
	3-6-6 押込み完了後の処置	2- 51
第 7 節	鉄管推進工事	2- 52
	3-7-1 一般事項	2- 52
	3-7-2 推進工法用ダクティル鑄鉄管及び推進用鋼管	2- 52
	3-7-3 推進工	2- 52
	3-7-4 接合検査	2- 54
第 8 節	シールド工事	2- 54
	3-8-1 一般事項	2- 54
	3-8-2 シールド掘進等	2- 54
	3-8-3 セグメント及びシールド機の製作等	2- 56
	3-8-4 一次覆工	2- 56
	3-8-5 裏込め注入	2- 56
	3-8-6 坑内配管	2- 57
	3-8-7 モルタル等充填	2- 57
第 9 節	地盤改良工事	2- 57
	3-9-1 一般事項	2- 57
	3-9-2 注入責任技術者	2- 58
	3-9-3 調査	2- 58
	3-9-4 施工計画書	2- 59
	3-9-5 品質管理	2- 59
	3-9-6 施工管理	2- 59
	3-9-7 提出書類	2- 59
	3-9-8 その他	2- 60
第 10 節	[削除]	
第 11 節	道路復旧工事	2- 60
	3-11-1 一般事項	2- 60
	3-11-2 路面標示物の復旧	2- 60
	3-11-3 地下埋設物の標示	2- 60

第4章 構造物築造工事	2- 61
第1節 適用	2- 61
第2節 仮設工	2- 61
4-2-1 一般事項	2- 61
4-2-2 測量	2- 61
4-2-3 丁張	2- 61
4-2-4 仮囲い	2- 61
4-2-5 工事用諸設備	2- 61
4-2-6 水替工	2- 62
第3節 土工	2- 62
4-3-1 一般事項	2- 62
4-3-2 伐開・除根	2- 62
第4節 コンクリート工事	2- 62
4-4-1 一般事項	2- 62
4-4-2 コンクリート工	2- 63
4-4-3 打継目	2- 63
4-4-4 表面仕上げ	2- 63
4-4-5 仕上げ面の不具合の処置	2- 63
第5節 型枠及び支保	2- 64
4-5-1 一般事項	2- 64
4-5-2 組立て及び取外し	2- 64
4-5-3 繊維型枠の使用	2- 64
4-5-4 型枠の再使用	2- 64
4-5-5 支保工	2- 65
4-5-6 はく離剤	2- 65
第6節 鉄筋	2- 65
4-6-1 一般事項	2- 65
4-6-2 鉄筋のかぶり	2- 65
第7節 伸縮継目	2- 65
4-7-1 一般事項	2- 65
4-7-2 伸縮継目	2- 66
第8節 PCタンク	2- 66
4-8-1 一般事項	2- 66
4-8-2 PCタンク	2- 66

第 9 節 内面保護工	2- 68
4-9-1 一般事項	2- 68
4-9-2 下地コンクリートの処理	2- 68
4-9-3 内面保護工	2- 69
第 10 節 場内配管工事	2- 69
4-10-1 一般事項	2- 69
4-10-2 管布設工	2- 69
4-10-3 越流管取付工	2- 69
4-10-4 排水管取付工	2- 69
4-10-5 構造物を貫通する管の取付工	2- 69
4-10-6 管周囲防水工	2- 70
第 11 節 場内整備工事	2- 70
4-11-1 一般事項	2- 70
4-11-2 法面工	2- 70
4-11-3 擁壁工	2- 70
4-11-4 植栽工	2- 70
4-11-5 フェンス・門扉設置工	2- 70
4-11-6 有刺鉄線柵設置工	2- 70
4-11-7 ガードレール設置工	2- 70
4-11-8 境界杭設置工	2- 71
4-11-9 門標設置工	2- 71
4-11-10 標示板（立入禁止）設置	2- 71
4-11-11 [削除]	

第3編 建築工事編

第1章 共通事項	3- 1
第1節 適用	3- 1
第2節 適用すべき諸基準	3- 1
第3節 特別な材料の工法	3- 1
第4節 材料の品質等	3- 1

第4編 機械設備工事編

第1章 共通事項	4- 1
第1節 適用	4- 1
第2節 適用すべき諸基準	4- 1
第2章 機器及び材料	4- 2
第1節 適用	4- 2
第2節 機材の品質等	4- 2
第3節 機材の承諾	4- 2
第4節 機材の検査等	4- 2
第5節 機材の検査に伴う試験	4- 2
第3章 完成図書等	4- 4
第1節 適用	4- 4
第2節 完成図書	4- 4
第3節 標識その他	4- 4
第4章 ポンプ設備工事	4- 6
第1節 適用	4- 6
第2節 ポンプ	4- 6
第3節 ポンプ付属機器	4- 6
第4節 ポンプ基礎	4- 6
第5節 ポンプの据付け	4- 7
第6節 塗装	4- 7
第7節 ポンプ吸込管及び吐出管	4- 7
第8節 付属小配管	4- 8
第9節 工場試験及び検査	4- 8
第10節 試験及び検査の立会	4- 9
第5章 空気調和設備工事	4- 11
第6章 自動制御設備工事	4- 11

第7章 給排水衛生設備工事	4- 11
第8章 ガス設備工事	4- 11
第9章 さく井設備工事	4- 11
第10章 し尿浄化槽設備工事	4- 11
第11章 昇降機設備工事	4- 11
第12章 機械式駐車設備工事	4- 11

第5編 電気設備工事編

第1章 共通事項	5- 1
第1節 適用	5- 1
第2節 適用すべき諸基準	5- 1
第2章 機器及び材料	5- 2
第1節 適用	5- 2
第2節 機材の品質等	5- 2
第3節 機材の承諾	5- 2
第4節 機材の検査等	5- 2
第5節 機材の検査に伴う試験	5- 2
第3章 完成図書等	5- 4
第1節 適用	5- 4
第2節 完成図書	5- 4
第3節 標識	5- 4
第4章 電力設備工事	5- 6
第5章 受変電設備工事	5- 6
第6章 静止形電源設備工事	5- 6
第7章 自家発電設備工事	5- 6
第8章 通信・情報設備工事	5- 6
第9章 中央監視制御設備工事	5- 6